

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の内容

1 請求人

住所 伊賀市●●●●

氏名 ● ● ● ●

住所 伊賀市●●●●

氏名 ● ● ● ●

2 請求書の受理

令和3年2月26日に伊賀市職員措置請求書が提出され、形式的要件を具備していると認め同日付けでこれを受け付け、令和3年3月9日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め同日付けで受理した。

3 請求の要旨

（誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は原文のまま記載。）

(1) 請求の対象とする執行機関・職員

人権生活環境部 部長 田中克典氏

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実

田中克典氏は、八幡管理組合の平成29年度決算書について、市提出決算書（文書番号 伊同第1790号（後日、伊同第1262号に訂正））と共に、問題解明の聴き取り調査の中で、住民用決算書と管理組合の決算書の3通の存在を認めている。

(3) 違法又は不当の理由

田中克典氏は、市長からの真相究明を指示、また、議会質問で「管理組合の銀行通帳との照合」など具体的な指摘があるにも拘らず、市提出決算書（文書番号 伊同第1790号（後日、伊同第1262号に訂正））の真偽を確認する行為を怠った。

(4) 伊賀市に生じている損害

市提出決算書と他の決算書との明確な違いは、電気料金の80万円の差である。田中克典氏は、真偽を確認する行為を怠ったことにより、市に80万円の損害を与えた。

(5) 求める必要な措置

上記(4)の金額の弁償を市に補填することを求める。

事実証明書類（添付資料）

- ① 八幡管理組合 平成 29 年度決算書 市提出決算書（写し）
- ② 八幡管理組合 平成 29 年度決算書 住民宛決算書（写し）
- ③ 八幡管理組合 平成 29 年度決算書 管理組合決算書（写し）
- ④ 八幡管理組合 銀行通帳（写し）

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の趣旨から、当該行為が違法又は不当に公金の賦課又は徴収を怠る行為であり、その結果市に損害が生じているかについてを監査の対象とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 24 日に請求人の陳述聴取を行った。

その主な内容は次のとおりである。

- (1) 田中部長は、令和 3 年第 1 回伊賀市市議会定例会において八幡管理組合から提出された 3 通の決算書の存在を認め、市長から真相解明の指示が出されているにもかかわらず、3 通の決算書の比較や八幡管理組合の通帳を確認しようともせず、真相解明をしないでいる。
- (2) 3 通の決算書の明確な違いは、電灯料の 80 万円であり、市へ提出された決算書は当該金額を上乗せしたものである。田中部長はこれら 3 通の決算書の真偽を確かめることを怠り、市に対して 80 万円の損害を与えている。

新たな証拠の提出

- I 広報いが市（2004 年 11 月 10 日号）伊賀市行政機構図（写し）
- II 解放新聞（2004 年 10 月 18 日 第 2190 号(2)）（写し）
- III 解放新聞（2005 年 8 月 8 日 第 2230 号）（写し）
- IV 解放新聞（2006 年 12 月 4 日 第 2297 号）（写し）
- V 八幡町地内駐車場に係る協議事項書（平成 17 年 1 月 14 日）（写し）
八幡管理組合預金通帳（写し）、土地賃貸契約書（平成 19 年度）（写し）
覚書（平成 17 年 3 月 25 日）（写し）
- VI 八幡町地内駐車場に係る協議事項書（平成 17 年 3 月 15 日）（写し）
八幡地区駐車場管理運営の委託先組織（案）（写し）

施設管理委託契約書（平成 5 年 6 月 17 日）（写し）

VII 八幡町駐車場に係る協議事項書（平成 17 年 5 月 22 日）（写し）

土地賃貸借契約書（写し）

預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（第三銀行 平成 17 年 6 月 10 日）（写し）

預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（伊賀北部農協上野東支店 平成 18 年 4 月 13 日）（写し）

預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（第三銀行 平成 19 年 4 月 24 日）（写し）

VIII 行政情報公開決定通知書（平成 29 年 9 月 6 日伊同第 114 号）（行政財産使用許可に係る公文書）（写し）

IX 伊同第 1262 号收受文書（平成 29 年度八幡管理組合決算書（駐車場管理））（写し）

（請求書記載の伊同「第 1790 号」は伊同「第 1262 号」の誤り）

3 監査対象部課の事情聴取内容

田中人権生活環境部長（以下「田中部長」という。）及び人権生活環境部同和課に弁明書をはじめ関係書類の提出を求めるとともに、令和 3 年 3 月 24 日に関係職員から事情を聴取した。

その主な内容は次のとおりである。

- (1) 田中部長は「決算書が 3 通存在した」との発言はしていない。令和 3 年 2 月第 1 回伊賀市市議会定例会においては、「決算書として提出されたのは 1 通というのは間違いございません」と答弁している。
- (2) 八幡町駐車場の運営に対する調査に関しては、市長から指示を受け 4 名の調査チームで行ったものであり、田中部長は聞き取り対象の職員であるため調査チームの構成員ではなく、当該決算書の真偽について確認することは不可能な状況にあった。
- (3) 行政財産目的外使用許可及びその使用料の減免については、条例及び規則等に基づくもので、市に損害は生じていない。

第3 監査の結果

事実関係の確認、判断及び結論については、次のとおりである。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって監査を行った結果、事実関係は次のとおりである。

- (1) 伊賀市は、住宅地区改良法（昭和 35 年 5 月 17 日法律第 84 号）に基づく住宅地区改良事業（旧上野市）で整備した伊賀市八幡町及び久米町地内の改良住宅等の残地である行政財産について、当該地区住民のための駐車場として使用するものとして、当該地区住民で組織する八幡管理組合に目的外使用を許可し、その使用料を徴収している。
- (2) 行政財産の目的外使用について、法第 238 条の 4 第 7 項において「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされ、法第 225 条において「第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定されている。その使用料については、法第 228 条第 1 項において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」こととされている。
- (3) これらの規定に基づき、伊賀市においては行政財産目的外使用料条例（平成 22 年 12 月 28 日条例第 36 号）を制定し、所定の事項を定めている。同条例第 2 条では、「行政財産の目的外使用の使用料（以下「使用料」という。）の年額は、別表に定めるところにより算出した額とする。」と規定され、その別表は、「土地の年額使用料 1 平方メートル当たりの土地の適正な評価額×使用許可面積×4/100」と定めている。さらに、同条例第 5 条では、「市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されており、減免の基準として、企画財務部長（当時）発平成 24 年 4 月 4 日付け伊管第 5 号で「行政財産目的外使用に係る減免基準（内規）」が定められている。
- (4) 本件請求の対象である平成 29 年度の行政財産目的外使用許可については、平成 29 年 4 月 1 日、八幡管理組合から行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料減免申請書が市に提出されており、市は同年同日付けでそれを許可している。当該許可書の内容によると、減免後の使用料等の額を 460,000 円とし、半期ごとに市が発行する納入通知書により納入するものとしている。

- (5) 当該許可書には、目的外使用にかかる条件について、次の7点が記載されている。
- ① 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、常に善良な管理者の注意をもって、使用を許可された物件を使用するとともに、許可内容を遵守すること。
 - ② 使用者は、使途以外の目的で使用許可物件を使用してはならない。
 - ③ 使用者は、使用許可物件の形質を変改しようとするときは、予め書面による承認を受けなければならない。
 - ④ 使用者が、許可条件に違反したとき又は正当な理由なく市長の指示に従わなかったとき、若しくは公用又は公共用に供する必要が生じたときは、使用を取り消すことができる。
 - ⑤ 使用許可の取り消しがあったとき又は使用期間の満了によって許可の効力が消滅したときは、速やかに使用していた財産を原状に回復し、返還すること。
 - ⑥ 許可の取り消しによって生じた損失は補償しない。また、使用者は使用財産について支出した有益費、必要費その他費用を請求することはできない。
 - ⑦ 使用者の責に帰する事由により市有財産の滅失若しくは棄損又は使用者の義務不履行により市及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

2 判 断

請求人及び監査対象部課に対する質問や、提出された証拠書類の閲覧により、次のとおり判断する。

(1) 八幡管理組合の決算書について

請求人は、八幡管理組合の平成29年度決算書について、市提出決算書（文書番号 伊同第1790号(後日、伊同第1262号に訂正)）と共に、住民用決算書と管理組合の決算書の3通が存在すると主張する。

これについて、監査対象部課へ行った事情聴取や、市が立ち上げた内部調査チームによる調査報告書の閲覧により、市提出決算書以外の決算書があるという請求人の主張は事実であると判断した。

(2) 違法又は不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実の有無及びそれにより生ずる損害について

請求人は、市長からの真相究明の指示、また、議会質問で「管理組合の銀行通帳との照合」など具体的な指摘があるにも拘らず、市提出決算書（文書番号伊同第1790号(後日、伊同第1262号に訂正)）の真偽を確認する行為を怠ったと主張する。また、その結果として、市に80万円の損害が生じていると主張す

る。

これについて、平成 29 年 4 月 1 日に八幡管理組合から伊賀市に提出された行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料減免申請書を閲覧した結果、当該許可を行うにあたっての条件に、請求人が主張する、いわゆる「年度末精算」を行うといったような条件は確認できなかった。つまり、当該年度における市の八幡管理組合に対する債権額は、決算書の真偽を確認する行為に関わらず金額が確定しており、「決算書の真偽の確認を怠る行為」が「公金の賦課又は徴収を怠る行為」とはいえず、その結果損害が生じているともいえない。

3 結 論

上記判断に記載のとおり、平成 29 年度の八幡管理組合の決算書が 3 つ存在するのは事実であり、請求人が疑念を抱くのは理解できるところである。しかし、監査の結果、請求人が違法又は不当な公金の賦課又は徴収を怠る行為であると主張する、決算書の真偽の確認を怠る行為は、住民監査請求の対象である公金の賦課又は徴収を怠る行為ではない。

よって、本件請求には理由がないものとして、これを棄却する。

4 意 見

本件請求における監査の結果は以上のとおりであるが、当該行政財産目的外使用料について、議会をはじめ市民の疑念を招いたことについては、誠に遺憾であると言わざるを得ない。

現在、当該行政財産目的外使用については、八幡町地区住民自治協議会に対して許可を行っているとのことであるが、内部調査チームの報告にもあるように、駐車場の適切な管理運営のため、市による定期的な指導や監査を継続して行うことを強く申し入れたい。